



平成 20 年 10 月 24 日

各 位

会社名 株 式 会 社 桑 山
代表者名 代表取締役社長 相原信雄
(J A S D A Q ・ コード 7 8 8 9)
問合せ先 経営企画部長 立道穂高
電話 (03) 3835 - 7231 (代表)

当社元従業員の不正行為についてのお知らせ

このたび、誠に遺憾ではございますが、当社において元従業員の不正行為が判明いたしました。投資家の皆様及び市場関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけすることとなりましたことを、ここに深くお詫び申し上げます。現在、不正行為の内容につきましては引き続き調査中ですが、現時点におきましては、当社の運営及び個別業績に影響を与える可能性があるかと判断したため、取り急ぎ下記の通りお知らせいたします。

1. 不正行為の判明した経緯と概要

平成 14 年頃から平成 20 年 8 月にかけて、当社の元従業員が営業部の管理職の職位を利用し、自己の借金返済、ギャンブル等の遊興費に充てるため会社の宝飾品を得意先へ現金で販売する等により、換金し横領したものであります。本件については、平成 20 年 9 月 3 日に、経緯を本人の自白により発覚、発覚後直ちに社内調査を行い、実地棚卸を実施し不足高を確認した結果、本件に関する当社の被害総額は 65 百万円であることが判明いたしました。

本調査結果を踏まえ被害金額が判明し、10 月 24 日付取締役会において事件の概要を確認するとともに、今後の対策を協議いたしました。

2. 業績への影響

本件に伴い、平成 21 年 3 月期第 2 四半期決算において、65 百万円の特別損失を計上いたします。なお、今後回収できた被害金額は、その時点において特別利益に計上いたします。

3. 本件に関する社内処分

投資家の皆様及び市場関係者の皆様には多大なご迷惑とご不安をお掛けいたしましたことの重大性に鑑み、経営責任及び管理責任を明確にするとともに、このような事態を二度と発生させないため厳重な処分をする所存であります。なお、元従業員は平成 20 年 9 月 3 日付けで懲戒解雇処分しております。

4. 今後の対応について

当社は、内部統制システムを構築し、「財務報告に係る内部統制報告制度」に対応するなかで、このような不正行為が発覚したことを重く受け止め、今後このようなことがないように再発防止に向け、以下のとおり実施してまいります。また、本件については刑事告訴及び民事訴訟を検討しております。

(1) 倫理・コンプライアンス委員会の監視強化

当社代表取締役を委員長とする倫理・コンプライアンス委員会による推進体制を強化します。

(2) 社内教育、内部管理体制の強化

法令遵守のための教育並びに内部管理体制の見直しを図り、社内業務全般の徹底的な見直しを最重要施策と位置付け、再発防止に努めてまいります。

以 上